

「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律
施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」に関する意見

2022年10月21日
一般社団法人新経済連盟

該当箇所	意見・理由
消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）第3条の2、第3条の5、第3条の7及び第5条	<p>・意見内容 左記条文において、いずれも2つの「方法」や「提供」が規定されているところ、法に規定する「電磁的方法であって内閣府令で定めるものにより通知しなければならない」、「電磁的方法による提供であって内閣府令で定めるもの」とは、府令の上記条文に規定する2つの方法等の両方によらなければならないのか、又は、2つの方法等のうちどちらかによればよいのか必ずしも明らかでない。</p> <p>法の規定や府令案の規定等を踏まえれば、いずれの条文においても、どちらか1つの方法等によればよいと考えられるが、その認識に誤りはないか。仮に両方によらなければならないとする場合には、その理由を具体的かつ明確に明らかにされたい。</p> <p>・理由 府令案において、異なる2つの方法等が列挙され、両方の方法等により通知や提供しなければならないのか否か、必ずしも明らかでないため。</p>
消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）第3条の4	<p>・意見内容 第3条の4第1項及び第2項において、「届出期間の末日から起算して百日前の日」及び「届出期間の末日から起算して七日前の日」と規定しているが、その理由を具体的かつ明確に示していただきたい。</p> <p>・理由 同項においてそれぞれ100日前、70日前と規定することとした理由が明らかでないため。</p>

<p>消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案） 第3の6</p>	<ul style="list-style-type: none">・意見内容 第3条の6第1項第1号に規定する「公告の内容を確認するために必要な事項」とは何か、具体的かつ網羅的に示されたい。・理由 「公告の内容を確認するために必要な事項」の内容が明らかでないため。
---	--